

(別紙)

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則(以下、「準則」という。)第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域(以下、「都市・地域再生等利用区域」という。)を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針(以下、「都市・地域再生等占有方針」という。)及び当該施設の占有主体(以下、「都市・地域再生等占有主体」という。)を次のとおり定める。

令和2年2月20日

東北地方整備局長

第1 都市・地域再生等利用区域

1 指定範囲

一級河川最上川水系置賜野川の河川区域内で、別図に示す範囲。

2 指定年月日

令和2年2月20日

第2 都市地域再生等占有方針

(1) 占有許可を受けことができる施設

長井ダム周辺河川敷広場及び河川敷と一体をなす船着き場等、飲食店、売店等
(準則第二十二第3項第一号、第二号、第四号、第六号)

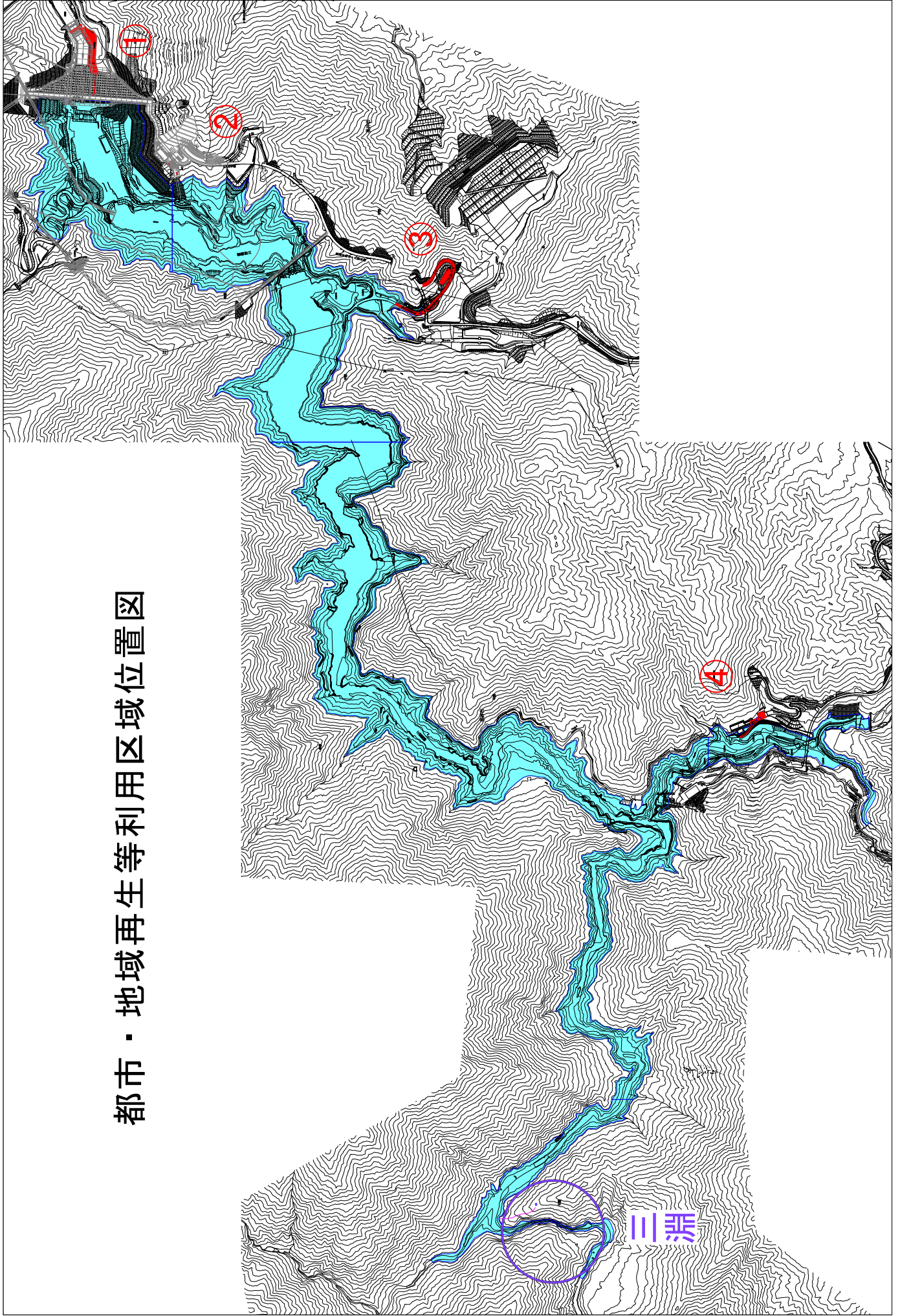
(2) 許可方針

- 1 占有する区域及びその周辺の河川環境との調和や景観に配慮したものであること。
- 2 長井市の振興に寄与するものであること。
- 3 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 4 占有の許可を受けことができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努め、占有主体が事業者等から納入された施設利用料を、その費用に充てること。
- 5 占有の許可期間中に河川利用者等から占有の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること。
- 6 降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は、使用を中止すること。また、占有施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 7 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 8 施設利用料の徴収状況、占有施設の利用者数や活動状況を、河川管理者に年一回以上で河川管理者が定める回数を報告すること。

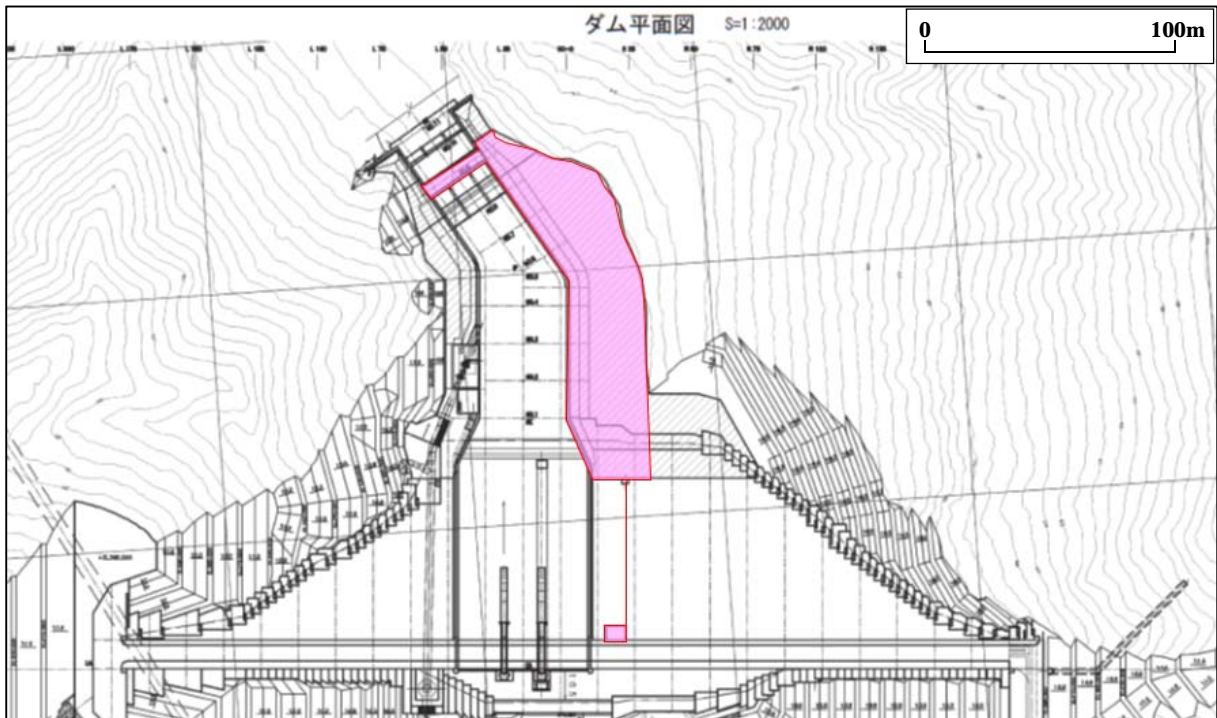
第3 都市地域再生等占有主体

長井市(準則第二十二第4項第一号)

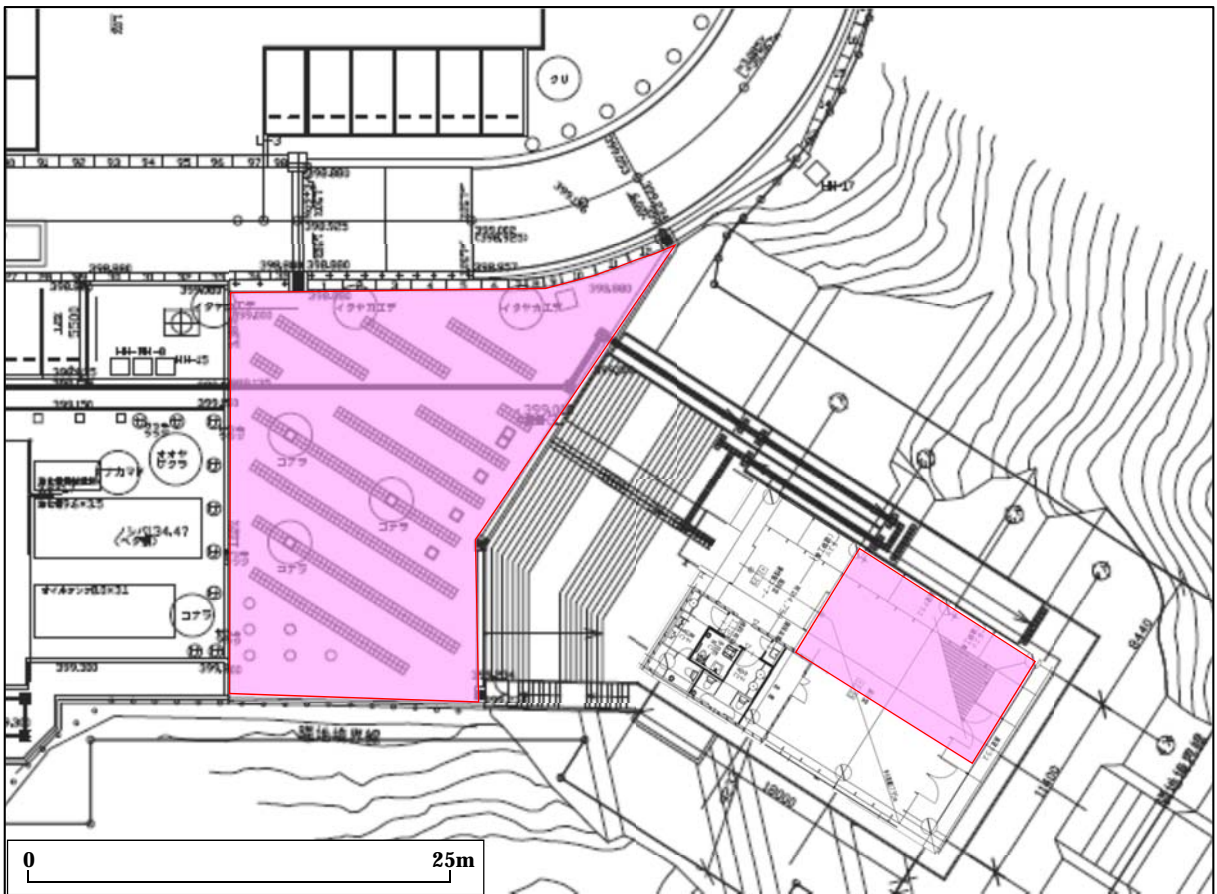
都市・地域再生等利用区域位置図



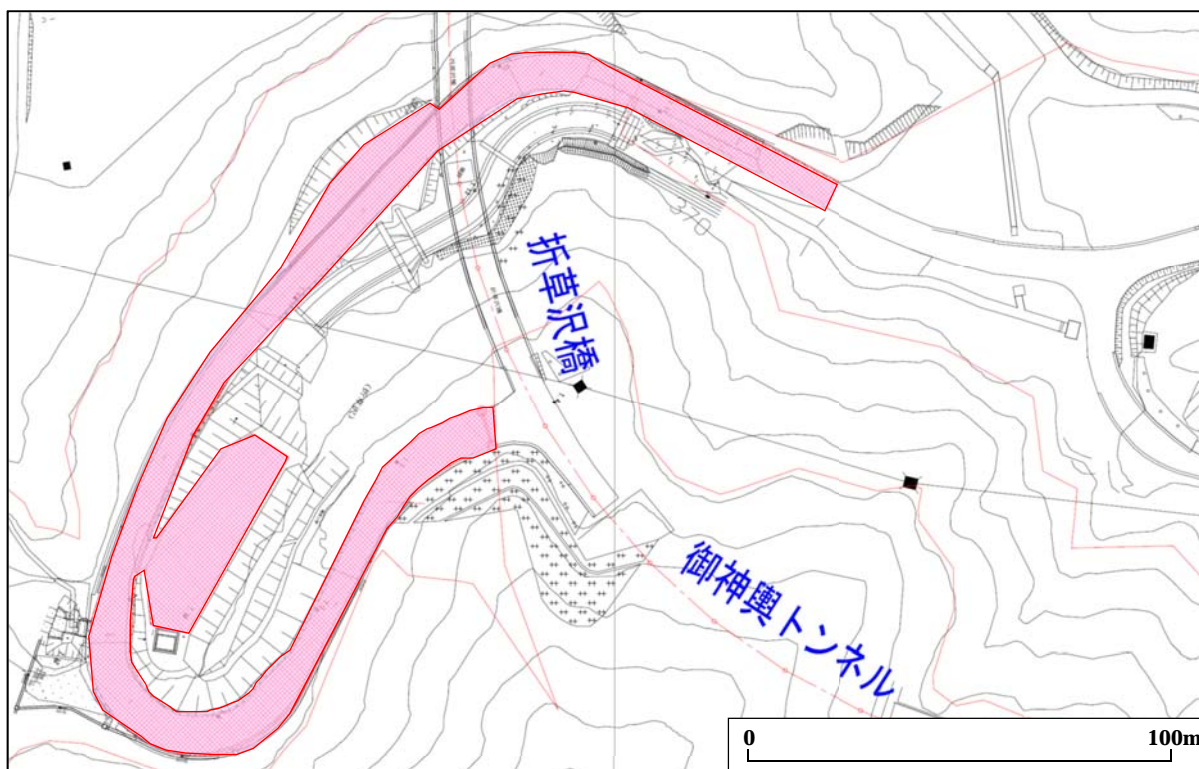
都市・地域再生等利用区域
エレベーター塔1F、エレベーター、クロスギャラリー、下流広場



船庫展示室（長井ダム百秋湖展望所） 船庫展示室前広場



折草沢管理用道路



合地沢湖面広場

This topographic map shows the lake surface area of Aiguchi. A pink highlighted area is located on the right side of the map, adjacent to the lake. The map includes contour lines and a scale bar at the bottom left indicating a distance of 100 meters, starting from 0.